

沼津市西浦海浜施設 指定管理者募集要項

令和6年9月

沼津市

目 次

第1章 総則

1	募集の趣旨	1
2	海浜施設の設置目的	1
3	海浜施設の管理運営方針	1
	(1) 基本方針	
	(2) 管理・運営方針	
4	施設の概要	2
	(1) 名 称	
	(2) 所在地	
	(3) 施 設	
5	休日、繁忙期及び供用時間等	2
	(1) 休日	
	(2) 繁忙期	
	(3) 供用時間等	
6	指定期間	3

第2章 管理運営業務

1	法令等の遵守	3
2	指定管理者が行う業務の範囲	3
3	市が行う業務	4

第3章 経費に関する事項

1	利用料金	4
	(1) 利用料金の種類・上限額（税込）	
	(2) 利用料金の設定	
	(3) 減免	
2	自主事業	5
3	海浜施設の維持管理・運営に関する費用	5
4	海浜施設の備品の取扱い	5
5	管理口座	5
6	経理の区分の取扱い	5

第4章 応募手続

1	募集・選定スケジュール	6
2	応募資格	6
	(1) 応募資格	
	(2) 欠格条項及び指定の取消しについて	
	(3) コンソーシアム応募	
3	募集要項等の配布	7
	(1) 配布期間	
	(2) 配布時間	
	(3) 配布場所	
4	募集説明会の開催	8
5	質問書の受付	8
6	質問書の回答	8
7	申請書類の提出	9
	(1) 受付期間	
	(2) 受付方法	
	(3) 提出先	
	(4) 提出書類	
	(5) 提出部数等	
	(6) 留意事項	
	(7) その他	

第5章 指定管理者の選定・指定

1	選定方法	12
	(1) 書類審査	
	(2) 選定委員会による審査	
	(3) 選定基準	
	(4) 選定結果の通知	
	(5) 欠格要件	
2	指定手続	12
3	協定に関する事項	12

第6章 市と指定管理者の管理運営業務のリスク分担

1	リスク分担	13
2	保険への加入	13

第7章 実地調査及び実績評価等に関する事項

- 1 事業報告書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 2 実地調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 3 年度モニタリング及び外部モニタリングの実施・・・・・・・・・・・・・13

第8章 その他

- 1 選定の取り消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
 - 2 事業の継続が困難となった場合の措置・・・・・・・・・・・・・14
 - (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合
 - (2) 指定管理者の責めに帰すことのできない事由による場合
 - (3) 管理運営業務の水準が低下した場合の措置
 - 3 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
 - 4 募集要項の内容に変更が生じた場合の措置・・・・・・・・・・・・・14
- 別表 沼津市西浦海浜施設指定管理理者選定基準・・・・・・・・・・・・・15

第1章 総則

1 募集の趣旨

沼津市（以下、「市」という。）では、沼津市西浦海浜施設条例（平成15年3月19日条例第9号。以下、「条例」という。）に基づき、沼津市西浦海浜施設（以下、「海浜施設」という。）について平成18年度から指定管理者制度を導入することにより、民間団体を含めた多様な団体の活力や柔軟な発想を活かし、海浜施設において、利用者本位の柔軟なサービスを提供するとともに、効率的な経営の推進を図っています。

海浜施設は、利用料金制度を採用しているため、指定管理者には海浜施設の利用に係る料金（以下、「利用料金」という。）、利用者から徴収する実費相当の料金等をもって本施設の管理運営を行っていただきます。

指定管理者制度は、民間団体のノウハウを活かして、サービスの向上と収支の改善を目指すものであることから、サービスの向上と経費の削減が可能となるような、積極的なマネジメントが求められます。

現在の指定管理期間が令和7年3月31日をもって満了となることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244の2第3項及び条例第7条の規定に基づき、海浜施設の設置目的及び関係法令等を念頭に置き、安全かつ効率的に海浜施設を管理運営することができ、公共施設の管理者として社会的責任も十分に果たすことのできる指定管理者の募集を行います。

2 海浜施設の設置目的

海岸の保全を図るとともに、市民に海岸とふれあうことのできる憩いの場を提供することを目的とする。

3 海浜施設の管理運営方針

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、より質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理経費等の節減を図ることとします。

(1) 基本方針

海浜施設は、海岸の保全を図るとともに、市民が海とふれあうことのできる憩いの場とするほか、年間を通じたにぎわいの創出及び漁業との調和を図る施設として、適切な管理運営を行うこととします。

また、海に面し、漁業区域に存する海浜施設の立地条件を考慮した、利用者に対する柔軟なサービス提供、効率的な管理運営及び施設利用の促進を行うこととします。

(2) 管理・運営方針

- ① 施設や設備については、利用者が安全に利用できることを第一とし、全ての施設を清潔に保ち、かつ機能を正常に維持し、「沼津市西浦海浜施設管理運営業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）等に基づき適正な管理と保守点検を行うこと。
- ② 設置目的に基づき、事業計画書等に沿った適切な管理運営を行うこと。

- ③ 事業計画書等に基づき、海浜施設の効用を最大限に発揮させるような創意工夫を行い、管理運営経費等の節減に努めること。
- ④ 公の施設であることを念頭において、平等な利用の確保を図ること。
- ⑤ 海浜施設が最大限有効活用されるよう利用促進に努めるとともに、利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- ⑥ 利用者に対しては、親切かつ丁寧な接遇等のサービスを行うこと。
- ⑦ 市と密接に連携を図りながら管理運営を行うとともに、市の施策や災害時等の対応に対し、積極的に協力するよう努めること。
- ⑧ 漁業区域及び西浦地区に存することを念頭に、ステークホルダーとの協調及び連携を図ること。
- ⑨ 関係法令及び条例、通達等の規定を遵守すること。
- ⑩ 個人情報保護の徹底を図ること。
- ⑪ 環境及び省エネルギーに配慮した施設運営に努めること。

4 施設の概要

- (1) 名称 沼津市西浦海浜施設
- (2) 所在地 沼津市西浦平沢 517 番地の 4
- (3) 施設 別紙 1 「西浦海浜施設平面図」のとおり

① 養浜側

- ・ 1 号突堤 (L=110m)、2 号突堤 (L=186m)、潜堤 (L=80m)
- ・ 養浜 (A=14,000 m²)
- ・ 駐車場 (普通車 85 台、軽自動車 2 台、車椅子対応 5 台、バス 2 台 計 94 台 A=2,700 m²)
- ・ 利便供与施設 (1 棟 A=308.6 m² 事務室、トイレ、温水シャワー等)
- ・ 浄化槽 (1 基 合併式 160 人槽)
- ・ パーゴラ 5 基、ベンチ 12 基

② 磯浜側

- ・ 磯浜 (A=3,400 m²)、緩傾斜護岸 (L=130m)
- ・ 駐車場 (普通車 30 台)
- ・ 緑地・広場
- ・ パーゴラ 4 基
- ・ ベンチ 8 基

※指定管理対象外である内浦漁業協同組合所有ダイビング施設 (800 m²) を内包する。

5 休日、繁忙期及び供用時間等

(1) 休日

年末年始 (12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで) とします。

※ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休日とすることができます。

(2) 繁忙期

海浜施設の繁忙期は規則第3条第2項の規定により7月1日～8月31日とする。

(3) 供用時間等

供用時間等は次のとおりとします。

期 間	供 用 時 間
4月1日から10月31日まで	午前8時30分から午後5時まで
11月1日から翌年3月31日まで	午前8時30分から午後4時まで

※上記の供用時間については、市長が必要と認めるときは、変更することができる。

※繁忙期など、入場待ちの待機車両による交通渋滞、渋滞から起因する追突事故等のトラブルを回避するため、開門時間を早めることや待機車両の交通誘導等必要な措置を行うものとする。

6 指定期間

指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

ただし、指定期間内であっても、「沼津市西浦海浜施設指定管理者募集要項」（以下、「募集要項」という。）「第4章 応募手続 2応募資格 (2)欠格条項及び指定の取消しについて」の欠格条項に該当した場合において、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

この場合、指定管理者の損害に対して市は賠償を行いません。

第2章 管理運営業務

1 法令等の遵守

指定管理者は、管理運営業務の実施に関し、仕様書のほか、次に掲げる法令等に基づき適切に管理運営業務を実施することとします。

- (1) 地方自治法（昭和23年法律第67号）
- (2) 沼津市西浦海浜施設条例（平成15年3月19日条例第9号）
- (3) 沼津市西浦海浜施設条例施行規則（平成15年3月31日規則第18号）
- (4) 沼津市暴力団排除条例（平成24年10月26日条例第22号）
- (5) 沼津市浄化槽施行細則（昭和61年3月12日規則第2号）
- (6) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (7) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (8) その他関連する法令

※指定期間中に上記の法令等の改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

2 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、条例第9条に規定する業務とします。

- (1) 海浜施設の供用時間及び休日の変更に関する業務。ただし、供用時間又は休日を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 条例第3条第1項第7号から第10号までの規定による行為の制限に関する業務
- (3) 海浜施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

※詳細は、別に定める仕様書に従い実施することとします。

3 市が行う業務

指定管理者は、自らの判断で主体的に管理運営業務を行うこととなりますが、条例第3条第1項の第1号から第6号までに掲げる行為許可に係る事務については、市の業務になります。

第3章 経費に関する事項

1 利用料金

- ・本施設は、利用料金制を採用しているため、利用者から徴収した利用料金は、指定管理者の収入とします。
- ・海浜施設に要する経費（人件費、管理費、事務費等）については、利用料金収入等をもって充てることとし、原則、市は経費を負担しません。
- ・利用料金収入額は、指定管理者が見込んだ金額を下回っても、市は不足額を補填しません。ただし、不可抗力により生じた損失については、市と指定管理者で協議することとします。

(1) 利用料金の種類・上限額（税込み）

区 分	金 額			
駐車場	通 常	普 通 車	1回につき1台	1,040 円
		バス・マイクロバス	1回につき1台	2,090 円
		バ イ ク	1回につき1台	310 円
	繁忙期	普 通 車	1回につき1台	1,500 円
		バス・マイクロバス	1回につき1台	3,020 円
		バ イ ク	1回につき1台	450 円
温水シャワー	1回につき		200 円	

(2) 利用料金の設定

利用料金は、条例で定める額の範囲内で、あらかじめ市の承認を得て、指定管理者が定めることとします。利用料金の設定については、申請者の提案事項とします。

(3) 減免

指定管理者は、条例第12条及び規則で定めるところにより、利用料金を減免することができます。

なお、減免による利用料金収入の減収分については、市では補填しません。

2 自主事業

指定管理者は、海浜施設の設置目的を効果的に達成するため、本来の業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、あらかじめ市長の承認を受けて、自らの創意と工夫により企画した事業を実施し、自らの収入とすることができます。その際、指定管理運営業務に係る費用とは明確に区別して経理事務を行うこととします。

自主事業で利用者から徴収する料金は、指定管理者が任意に設定できます。ただし、料金の設定については、多くの利用者が利用する公の施設で実施する事業であることを十分に踏まえてください。

海浜施設の PR や閑散期の誘客、海に面した漁業区域及び自然豊かな西浦地区に存することによる価値増進に繋がるようなイベント・事業等の実施を、指定管理者に期待しています。

3 海浜施設の維持管理・運営に関する費用

指定管理者が行う海浜施設の維持管理・運営業務に伴う人件費、施設の修繕費、光熱水費、保険料、警備業務や清掃業務等を外部委託した場合の委託費及びその他経費が含まれます。

市は、海浜施設の管理運営業務に係る一切の経費を原則負担しません。

詳細については仕様書を参考にしてください。

4 海浜施設の備品の取扱い

市から指定管理者に貸与する備品の取扱いについての市の考え方は、以下のとおりです。

(1) 市が貸与する備品以外の必要な備品は、指定管理者が購入し、又は調達するものとします。この場合の当該備品は、指定管理者に帰属します。

(2) 市が貸与する備品が、経年劣化等により業務の用に供することができなくなったときは、当該備品若しくは当該備品と同等の機能及び価値を有するものを購入、調達又は当該備品を修理するものとします。

この場合において、購入、調達又は修理が1件当たり30万円（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ）以下のときは指定管理者が行い、当該備品は市に帰属するものとします。

なお、1件当たり30万円を越えるときは、双方協議の上で市が行うものとします。

5 管理口座

海浜施設の指定管理運営業務に係る経費及び収入は、原則、海浜施設の指定管理運営業務に関わる専用の口座で管理すること。

6 経理の区分の取扱い

指定管理者には、市と同様に経費の収支状況について、高い透明性が求められます。

指定管理運營業務の実施に係る収支を適切に把握するため経理規定を設け、独立した会計帳簿書類等により管理してください。契約書、領収書等収支に関する基礎資料についても分類整理の上、保管してください。

また、自主事業においても同様な取扱いとします。

第4章 応募手続

1 募集・選定スケジュール

内 容		期 日
1	募集要項の公表	令和6年 9月18日 (水)
2	現地説明会参加申込受付期間	令和6年 9月17日 (火) ～令和6年 9月24日 (火)
3	現地説明会	令和6年 9月27日 (金)
4	質問受付期間	令和6年 9月27日 (金) ～令和6年10月 4日 (金)
5	質問回答	令和6年10月10日 (木)
6	申請受付期間	令和6年10月11日 (金) ～令和6年11月 7日 (木)
7	選定委員会	令和6年11月18日 (月) ～令和6年11月20日 (水)
8	候補者選定結果の通知	令和6年12月上旬
9	指定管理者の指定	令和7年3月下旬
10	協定締結	令和7年4月1日 (火)

2 応募資格

(1) 応募資格

応募者は、静岡県内に事業所（本社・本店又は支店、営業所等）を有し、指定期間中に対象施設を安全かつ円滑に管理運営できる法人又はその他の団体（以下、「法人等」という。）とし、個人での応募ができないほか、同一の応募者による複数申請は、受け付けません。

複数の法人等がコンソーシアム（共同事業体）を構成（代表構成員は静岡県内に主たる事業所を有すること）して応募（以下「コンソーシアム応募」という。）することも可能です。

単独で申請した法人等は、コンソーシアムの構成員になることはできません。また、複数のコンソーシアムにおいて同時に構成員になることもできません。

(2) 欠格条項及び指定の取消しについて

次のいずれかに該当する法人等は、応募することができません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの者
- ② 地方自治法第244条の2第11項による指定の取消しを受けたことがある者
- ③ 市から入札参加停止措置を受けている者
- ④ 直近1年間に国税、県税及び市町村税等を滞納している者

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- ⑥ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続の申立てがなされた者
- ⑧ 役員（法人の監査役及び監事を含む）のうち、次のいずれかに該当する者がいる法人等
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等
- ⑨ 市長及び市議会議員本人が経営に関わる法人等

また、コンソーシアム応募の場合において、コンソーシアムの構成員が欠格条項に該当する場合は、当該コンソーシアムが欠格条項に該当するものとみなします。

指定期間内に欠格条項に該当した場合において、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

この場合、指定管理者の損害に対して市は賠償を行いません。

(3) コンソーシアム応募

コンソーシアム応募の場合は、あらかじめコンソーシアム結成の協定書により定められた代表構成員が申請手続を行うこととします（他の法人等は、当該コンソーシアムの構成員として扱います。）。

代表構成員は、責任を持って、当該コンソーシアムを統括する役割を担い、コンソーシアムを代表して指定管理者指定の申請を行うこととなります。

市との関係においては、窓口として機能することとなります。

3 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和6年9月17日（火）から令和6年11月7日（木）まで（ただし、土曜、日曜、祝日を除く）

(2) 配布時間

午前8時30分から午後5時まで

(3) 配布場所

沼津市産業振興部水産海浜課（沼津市役所5階）

なお、募集要項等については、市公式ホームページからダウンロードできます。

・市公式HPアドレス：<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/>

4 募集説明会の開催

指定管理者の募集に関する説明会を次のとおり開催します。

応募を予定する法人等、コンソーシアムは可能な限り募集説明会に参加してください。

※募集説明会に参加しない場合でも、指定管理者に応募することができます。

募 集 説 明 会	
開催日時・場所	令和6年 9月27日(金) 午前・ 午後 3時から 1時間程度 【沼津市西浦海浜施設】沼津市西浦平沢517番地の4
申込期間	令和6年 9月17日(火)～令和6年 9月24日(火) 午後4時まで
申込方法	「沼津市西浦海浜施設指定管理者応募に関する様式集」(以下、「様式集」という。)の様式8(沼津市西浦海浜施設指定管理者現地説明会参加申込書)に必要な事項を記入のうえ、Eメール又はFAXでお申し込みください。
申込先	沼津市産業振興部水産海浜課水産海浜係 住 所：〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号(沼津市役所5階) E-mail： suisan@city.numazu.lg.jp FAX：055-933-1412
参加人数	1法人等あたり3名まで(コンソーシアムであっても、1法人等と扱います。なお、コンソーシアムでの参加の場合は、必ず代表法人等の方が含まれるようにしてください。)
留意事項	募集要項及び仕様書等は、当日配布しないため、各自ご持参ください。

5 質問書の受付

募集要項等に関する質問の受付は、次のとおりとします。

受付期間	令和6年 9月27日(金)～令和6年10月 4日(金) 午後4時まで
提出方法	様式集の様式7(沼津市西浦海浜施設指定管理者指定申請に係る質問書)に必要な事項を記入のうえ、Eメール又はFAXで提出してください。
送付先	沼津市産業振興部水産海浜課水産海浜係 住 所：〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号(沼津市役所5階) E-mail： suisan@city.numazu.lg.jp FAX：055-933-1412
その他	本受付以外の方法での質問は受け付けません。 ※質問は1法人等につき5問までとします。

6 質問書の回答

質問に対する回答は、令和6年10月10日(木)までに沼津市公式ホームページに公表します。

ただし、質問内容が不明瞭なもの、募集に関する意見の表明と解されるものについては、回答しない場合もありますので、質問事項を明確に記述してください。

7 申請書類の提出

申請書類を以下のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和6年10月11日（金）～令和6年11月7日（金）

（ただし、土曜、日曜、祝日を除く）

(2) 受付方法

持参又は郵送で提出してください。

持参の場合は、受付期間の午前8時30分から午後4時まで

郵送の場合は、令和6年11月7日（金）午後5時必着とします。

※電子メール、FAXでの提出は認めません。

(3) 提出先

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号（沼津市役所5階）

沼津市産業振興部水産海浜課水産海浜係

(4) 提出書類

様式集を参照のうえ、以下のとおり書類を提出してください。

なお、書類の不備は、審査時の減点もしくは失格の対象となる場合があります。

NO.	書類名	様式	備考
1	提出書類一覧表		
2	指定申請書	様式1	
3	沼津市西浦海浜施設指定管理者管理運営業務事業計画書	様式2-1	
4	人員配置計画書	様式2-2	
5	類似施設の運営実績	様式2-3	
6	指定管理者管理運営業務収支計画書（指定期間）	様式3-1	
7	指定管理者管理運営業務収支計画書（単年度）	様式3-2	
8	誓約書	様式4	
9	法人等に関する書類		
	【単独応募の場合】		
	① 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類		
	② 団体概要（事業経歴、役員構成及び経歴）		
	③ 法人登記事項証明書 （法人以外の団体の場合、代表者の住民票の写し）		※1
	④ 法人印鑑証明書 （法人以外の団体の場合、代表者の印鑑証明書）		※2
	⑤ 直近1年間（令和5年度）の国税の納税証明書 （法人税及び消費税）		※3

	⑥ 直近1年間（令和5年度）の県税及び市町村税の納税証明書（法人事業税及び地方消費税）		※4
	⑦ 申請書類を提出する日の属する事業年度の経営計画書及び収支計算書（事業計画や収支予算がわかるもの）		
	⑧ 令和5年度の経営報告書 （事業内容の実績がわかるもの）		
	⑨ 令和5年度の決算報告書 （貸借対照表及び損益計算書等）		
	⑩ 令和5年度的人员表 ・各決算期末の常勤役員数、常勤従業員数を記載。		
	⑪ 役員名簿 ・直近の役員名簿を提出。		
	【コンソーシアムの応募の場合】		
	代表構成員は前記1から7及び①から⑩を提出 構成員は前記①～⑥を提出		
	⑫ 委任状	様式5	
	⑬ コンソーシアム（共同事業体）結成届出書	様式6	
	⑭ コンソーシアム（共同事業体）協定書		

※1～4については申請日の3か月以内に発行されたもの。

(5) 提出部数等

① 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

② 調製方法

ア 正本は、(4)提出書類をチューブファイル等で綴じ、タイトル、事業者名を記入してください。（正本に添付する書類は原本）

イ 副本は、正本同様(4)提出書類をチューブファイル等で綴じ、タイトル、事業者名を記入してください。（副本に添付する書類は、正本の写し）

ウ 用紙サイズはパンフレット等を除き、原則A4判とします。やむを得ない場合は、A3判をA4判の大きさに折ったものも可とします。

エ 可能な限り両面印刷とし、各ページの下中央部に通し番号を付してください。

(6) 留意事項

① 複数の申請の禁止

1応募者につき1申請とし、複数の申請をした場合は、失格とします。また、コンソーシアムで応募する場合、コンソーシアムの構成団体は、他のコンソーシアムの構成団体となることはできません。

② 申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合

申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合、申請はなかったものとして取り扱うこととします。

③ コンソーシアムの構成団体の変更

コンソーシアムで応募する場合、申請書類提出後の代表構成員及びその他の構成員の変更は、原則として認めません。ただし、代表構成員又はその他の構成員の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性の確保及び業務遂行上の支障がないと、市が判断した場合は、代表構成員又はその他の構成員の変更を認めます。

(この場合、変更に係る関係書類を改めて提出してください。)

④ 応募の辞退

応募を辞退する場合は、指定管理者指定申請取下届(様式9)を提出してください。申請書類の受付期間終了前に限り、提出された申請書類等は返却します。

⑤ 提案内容変更の禁止

提出した書類の内容変更及び追加書類の提出はできません。

⑥ 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合

申請書類に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とします。

⑦ 著作権の帰属等

ア 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者候補者の選定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。

なお、申請書類は理由の如何に関わらず返却しません。

イ 申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国内の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている事業手法等を使用した結果、生じた責任は、申請者が負うものとします。

⑧ 情報公開条例に基づく情報公開

提出された申請書類、選定過程、審査結果等については、沼津市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。また、原則として指定管理の選定後、申請者名、選定結果等を公表するものとします。(個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報は非開示情報となります。)

(7) その他

① 本事業提案応募のために、説明会等の定められた機会を除き、市から便宜を図ることはできません。応募者は市が提供した情報、独自に合法的に入手した情報のみで提案を行ってください。

② 本事業提案で得た情報について、応募者は第三者への公表及び他目的への使用をすることはできません。ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

- ・ 公知となっている情報
- ・ 第三者により本事業に関し合法的に入手できる情報

③ 本募集要項の配布開始日以降、説明会等、市が提供する機会を除き、申請者若しくは申請者の代理人その他の関係者が、選定委員会の委員等の本応募関係者に対し、接触を求めたり、文章等を送付したり、利益を供与したりするなど、申請者を有利にするような働きかけた場合や他者を不利にするよう働きかけた場合など、そのような事実が認められた場合には失格となることがあります。

第5章 指定管理者の選定・指定

1 選定方法

指定管理者は公募により募集します。申請書類の内容並びにヒアリング等の結果を審査して指定管理者候補者を選定します。

(1) 書類審査

提出書類に基づき、次の条件に該当しているか審査します。

- ① 応募資格を有すること
- ② 申請書類の不備がないこと
- ③ 指定管理業務の遂行に必要となる安定的な財務基盤を有していること

(2) 選定委員会による審査

書類審査を通過した後、選定委員会でプレゼンテーション審査を実施した後、指定管理者候補者を選定します。

プレゼンテーション審査は、令和6年11月中旬に実施予定ですが、時間、会場、実施方法等については、別途事前に通知します。

(3) 選定基準

選定委員会における選定基準は別表のとおりです。評価方法は、各委員の採点結果に基づく総合評価とし、出席した全委員の協議により行います。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、全ての申請者（コンソーシアムで応募した場合は、コンソーシアムの代表構成員）に対して書面で通知するとともに市公式ホームページ等で公表します。

(5) 欠格要件

次の要件に該当した場合は、審査対象から除外します。

- ① 申請書類に虚偽の記載がある場合
- ② 申請書類が提出期限を超過してから提出された場合
- ③ 申請日以後において、募集要項「2 応募資格(2)」に掲げる事項に該当した場合
- ④ その他不正行為があった場合

2 指定手続

市は、令和7年2月定例議会に指定管理者の指定について議案を提出し、沼津市市議会の議決を経て、指定管理者候補者を指定管理者として指定する予定です。

3 協定に関する事項

指定管理者候補者と、協定内容について事前協議を行います。市議会の議決を経て、候補者を指定管理者として指定するとともに、市は、指定管理者と指定期間における包括的事項を定める基本協定及び単年度ごとに具体的な事項を定める年度協定を締結します。

第6章 市と指定管理者の管理運営業務のリスク分担

1 リスク分担

市の責めに帰すべき事由による責任又は費用負担は市、指定管理者の責めに帰すべき事由による責任又は費用負担は指定管理者、市と指定管理者双方の責めに帰すべき事由による責任又は費用負担は協議することを基本とします。

詳細は、別に定める仕様書表一1【リスク分担】のとおりとし、表一1【リスク分担】以外にない事象又は内容が生じた場合における責任又は費用負担は、市と指定管理者で協議のうえ決定することを原則とします。

2 保険への加入

施設賠償責任保険及び指定管理者の業務上の瑕疵により生ずる損害賠償に対応できるような賠償資力を確保するため、適切な保険に加入してください。

第7章 実地調査及び実績評価等に関する事項

市は、指定期間中に実地調査、年度モニタリング及び外部モニタリングを実施します。

1 事業報告書の提出

指定管理者は事業報告書（月次、年次）を作成し、市に提出します。

2 実地調査の実施

市は指定管理者の業務の遂行状況や実績を確認するため、必要に応じて実地調査を行います。

3 年度モニタリング及び外部モニタリングの実施

市は、指定管理者が毎年作成する事業計画書に基づいて行う業務の水準を確認するため、年度モニタリング及び指定期間の中間にあたる年に選定委員会による外部モニタリングを実施します。

なお、このモニタリングの評価において優秀な評価を得た場合には、次期指定管理者選定の際において加点を行うこととします。

第8章 その他

1 選定の取り消し

申請者が指定管理者の候補者として選定された後、指定管理者として指定を受けるまでの間に、次に掲げる事項に該当するときは、選定を取り消すことがあります。その場合は、原則として次点となった者を選定することとします。

- ① 財務状況の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ② 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ③ 応募資格を喪失したとき。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、市は、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。なお、次期指定管理者、円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、適切な引き継ぎを行わなければなりません。

(2) 指定管理者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について市と協議するものとします。

(3) 管理運営業務の水準が低下した場合の措置

定期的に実地調査等を行い、指定管理者の業務が仕様書に規定した内容や水準を満たしていないと判断した場合、是正や改善等必要な指示を行い、指示に従わないときその他管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の停止を命ずることがあります。

3 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

4 募集要項の内容に変更が生じた場合の措置

募集要項の内容が変更となった場合、速やかに市公式ホームページへ掲載しますが、応募者等へ個別に通知することはありません。

別表

審査項目	審査内容	配点
1 基本的事項	① 施設の設置目的を理解しているか。 市が示した管理運営方針と事業者の提案が合致するか。	15
	② 経営理念や団体の経営方針は適切か。 また、法人等の組織体制（事業内容、グループ企業等）、財務状況は十分か。	
	③ 公共施設の管理者として社会的責任を十分に果たし、良好に管理運営できるか。 また、公共施設又は類似施設の管理運営実績は十分か。	
2 管理・運営体制	① 指定管理者の役割を十分に理解し、業務を円滑に推進できる職員の配置や業務分担等、組織化がなされているか。	20
	② 日常的な施設等の維持管理における実施計画は、適切かつ現実的に立てられているか。	
	③ 施設の修繕等に対する姿勢は、積極的で適切か。	
	④ 施設の安全管理や施設利用者の安全確保の具体的な方法が立てられているか。 また、事故や災害発生時の危機管理に係る意識や能力があり、発生時の具体的な対応が示されているか。	
3 利用者へのサービス向上等	① 身障者等への配慮や個人情報保護の考え方や取組みは適切か。	15
	② 接遇・サービス提供、利用者からの苦情処理やトラブルへの対応方法は適切か。	
	③ 接遇・サービス状況の評価・改善の取組み、職員の指導育成・研修の体制は十分か。	
4 事業提案 (1) 利用拡大の取組み	① 年間を通じて利用者を拡大するための具体的な取組み内容であるか。また、その効果と適切性・実現性はどうか。	30
	② 利用促進のための広報・情報発信は積極的で適切か。 また、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。	
	③ 自主事業計画は具体的かつ現実的で創意工夫や積極性があるか。	

(2) 地域・海域に着目した取組み	① 「海業」の目的を理解し、本施設と関連した「海業」による地域の所得・雇用の維持向上、周辺地域及び海域の価値増進は図られているか。	10
	② 「海業」実施においてステークホルダーを特定し、連絡調整・協力関係を築くことができるか。	
5 事業収支計画	① 収入、支出の積算と事業計画の整合性を図り、業務が確実に行える予算計画となっているか。	10
	② 民間団体のノウハウを活かし、収支の改善及び管理経費の削減が可能であるか。	
		100